

## 保育料・給食費等について

幼児教育・保育の無償化で、3歳児から5歳児のすべてのこども(1号認定)のお子さんの保育料は無償化となります。なお、実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象とならず、保護者負担となります。

食材料費のうち、副食費(おかず・おやつ等)については免除になる場合があります。

下表にあてはめて太枠の外に該当したとき、免除となります。

階層区分	市町村民税所得割課税額	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯等	免除		
第2階層	非課税世帯(所得割非課税世帯含む)			
第3階層	77,100円以下			
第4階層	211,200円以下	徴収	免除	
第5階層	211,201円以上			

免除については、基本的に保護者(父母)の市町村民税額を合算した額で階層を決定し、副食費の免除該当有無は「多子のカウント」条件をみて決定します。毎年9月が切り替え時期となるため、年度の途中で副食費の免除有無が変更になることがあります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく判定						当年度の市町村民税額に基づく判定					

※市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金(取得)等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。

※就労していない方も必ず確定申告又は住民税申告をしてください。

※下記の合算基準に該当する場合、父母の市町村民税額合算額に、同居の扶養義務者の市町村民税額を合算する場合もあります。

次の①～③全てを満たす場合。

- ① 父母のいずれも算定時年度の市町村民税が非課税
  - ② 父母のいずれも算定時前年中の収入が103万円未満
  - ③ 父母の算定時前年分所得の総額が、同居の扶養義務者の所得より低い
- ・「父母」はひとり親家庭では、「父」又は「母」となります。
- ・扶養義務者が複数いる場合は、もっとも所得の高い方が対象となります。

※多子のカウント方法について(1号)

第1階層～第3階層:生計を一にする者に限り年齢制限なし

第4階層・第5階層:3歳～小学校3年生までの子どもの数

・住民基本台帳及び申込書に記入されている子どもの数を基に判定しています。

・保育施設に入園している児童からみて別居の同一生計である兄弟がいる場合には申し出てください。

★副食費の徴収免除に該当するときは、毎年3月末頃と8月末頃に町から「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。